

ワールドプラスジム 改定後会員会則

第1条 (目的)

ワールドプラスジム（以下「本クラブ」といいます。）は、会員（本クラブの会員会則を遵守し入会した個人及び法人）の健康維持推進および技術向上等のため、施設とサービスを施設利用者に提供することを目的とします。

第2条 (運営及び管理)

本クラブは大阪市阿倍野区旭町 1 丁目 2 番 7 号あべのメディックス 5F 株式会社ワールドプラス（以下「本部」といいます）が運営、管理を行います。本会則により定められる条項は本クラブ全ての施設に適用されるものとします。また、日本語による会則と外国語による会則の解釈に疑義が生じた場合には、日本語版を正本として全ての会員に適用されるものとします。

第3条 (会員制)

1. 本クラブは、会員制とします。
2. 会員が本クラブを利用するときは、利用する施設にて認証機を通じて利用できます。

第4条 (入会資格)

1. 本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
 - ① 本クラブの施設の利用に堪え得る健康状態であることを本クラブに申告いただくこと。
 - ② 本会則に同意いただくこと。
 - ③ 中学生以上であること。（※小学生以下のご利用は不可とします。）
 - ④ 暴力団関係者でないこと。
 - ⑤ 伝染病、その他の他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有していないこと。
 - ⑥ 刺青、タトゥー、（ボディペイント含む）等の露出をしないと確約できること。
 - ⑦ 過去に本会則に基づく解約を本クラブからされていない者（※本クラブが検討した結果、再入会資格を認めることがあります。）
2. 会員は、本クラブに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為

第5条 (入会手続)

1. 本クラブに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、本クラブによる

審査をうけたうえ、本クラブが承諾したときに本人確認のため、運転免許証、保険証など本人確認情報を所定の場所に提出をすることにより、本クラブとの契約が成立し、本クラブの会員となります。

なお、利用開始日などの諸条件は入会申請登録時において定め、利用するサービスを選択し必要事項を登録します。施設利用のためには、本クラブが定める所定の入館方法の登録を行う必要があります。入会手続き完了後は、入会店舗に来店し所定の利用手続きを行います。

2. 第1項または前項に定める入会申込を行った場合であっても、本クラブが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
3. 会員は、入会時またはWEB申込の場合の初回来店時、本クラブから身分証明書等、本人確認情報の提示を求められたときは、速やかに応じるものとします。本クラブは、会員がその求めに応じない場合、当該会員の施設の利用を禁止することができます。この場合であっても会員は、第8条に定める諸費用を支払います。
4. 未成年者（18歳未満）の方が入会しようとするときは、本クラブが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法により申し込むものとします。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。なお、16歳未満の入会の場合は、同意する親権者が会員であることが必要となります。
5. 成年被後見人、被保佐人、被補助人が入会しようとするときは、法定代理人、保佐人、補助人の同意等を得た上で申し込むものとします。

第6条 （届出内容変更手続）

1. 会員は、入会申込書に記載した内容その他本クラブに届け出た内容が正確であることを保証しなければなりません。
2. 本クラブは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
3. 会員は、入会申込時に登録した内容その他本クラブに届け出た内容に変更があったときは、速やかに本クラブが指定する方法で変更手続きを行うものとします。
4. 本クラブからの会員への通知は、会員から届出されているメールアドレスへの送信または、連絡先に宛てた書面の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本クラブからの通知が届かなかった、または延着の場合には、通常到達すべきときに本クラブからの通知が会員に到達したものとします。

第7条 （個人情報保護）

本クラブは、本クラブの保有する会員の個人情報を、本クラブが別途定める「個人情報保護方針」にしたがって管理します。

第8条 （会費等の支払い）

1. 会員種別ごとの会費は、別に定めます。
2. 会員は、別に定める諸費用納入期日までに、自らが申し込んだ会員種別に応じて、本クラブが指定する方法によりそれぞれの諸費用を支払うものとします。
3. 利用回数にかかわらず、契約した費用を支払うものとし、退会日までの支払いが必要となります。
4. 一旦支払われた会費は、法令に基づく場合を除き返還しません。
5. 会員が月会費を指定の支払期日までに納付しなかった場合、本クラブは未納分に対して再請求を行います。
6. 支払期日は、クレジットカード決済の場合は当月 15 日、口座振替の場合は当月 5 日、一部店舗では前月 27 日となります。
7. 再請求日は、クレジットカード決済の場合は翌月 1 日、口座振替の場合は当月 27 日、となり、未収が解消されるまで、毎月の再請求日に再請求を継続します。なお、一部店舗では再請求を実施しておりません。
8. 再請求が行われた場合、会員は 1 か月分の未納につき「再請求手数料」として、550 円（税込）を支払うものとします。
9. 会員は、本クラブが指定する方法により、マイページ上で即時支払いを選択して再納付することも可能です。この場合も、再請求手数料が適用されます。
10. 再請求手数料は、未納会費とあわせて請求され、会員は本クラブが指定する方法で支払うものとします。
11. 会費を滞納または引き落としできなかった場合、支払いが完了するまで本クラブの利用を停止することがあります。
12. 会員が支払いを怠った場合は、本クラブが指定する方法で支払いを行います。その際に発生する再請求手数料、金融手数料などの費用は、すべて会員本人が負担するものとします。
13. 会費や諸費用の滞納・未払いが発生した場合には、本クラブが法的措置を講じることがあります。

第9条 （移籍）

1. 会員は、本クラブが定める範囲内において、所属クラブ以外のワールドプラスジム各店舗を利用することができます。ただし、会員が所属クラブよりも他の特定クラブを主として利用していると、本クラブ所定の基準に基づき判断された場合、本クラブは、会員に対して文書または電子メール等による通知をもって、会員の所属クラブを当該クラブに変更（以下「移籍」という）することができます。
2. 移籍後は、新たな所属クラブにおいて定められた会費・諸料金・キャンペーン条件等が適用されるものとし、当該会費等は、移籍前の所属クラブにおける料金と異なる場合があります。
3. 会員が移籍前の所属クラブにおいて契約していたロッカー契約、店舗に紐づくサービスオプション利用契約、またはその他付随サービス契約は、移籍に伴い終了し、移籍後の所属クラブにおいては自動的に引き継がれないものとします。再契約を希望する場合は、改めて手続きを行うものとします。

4. 移籍により所属クラブが変更された場合でも、会員資格の継続性は保持されるものとし、入会金の再徴収は行いません。ただし、所属変更に伴い、各種特典・割引・法人契約・紹介キャンペーン等の適用条件が異なる場合があります。
5. 本クラブは、移籍の実施により会員に損害が生じた場合であっても、本クラブに故意または重大な過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。

第10条 （会員たる地位の相続・譲渡）

本クラブの会員たる地位は会員ご本人にのみ帰属するものであり、他の方へ譲渡、名義変更、または相続することはできません。

第11条 （諸規則の遵守）

1. 会員は、本クラブの施設の利用にあたり、本会則、器具の利用にあたり定められた用法、その他クラブの定める諸規則を遵守し、本クラブの施設スタッフ（以下「施設スタッフ」といいます）の指示に従うものとします。
2. 会員が本クラブ利用に際しての盗難・紛失等につきまして本クラブは一切の損害賠償の責任を負いません。
3. 会員が本クラブ利用における忘れ物については本クラブが定める期間を経過した時点で、当該物品の所有権を放棄したものとし本クラブにて処分することに異議を述べないものとします。ただし腐敗等安全衛生上の問題を生じる恐れがある場合期間を経過せず処分できるものとします。
4. 本クラブの施設内には、会員が安全かつ適切にその利用を供する環境を維持するなどの目的のため、出入口、受付、ジム設備周辺を撮影するカメラを設置しており、会員はこれを了承の上利用するものとします。
5. 会員は過去の病歴と現在の健康状態に鑑み、体に不調があるときは自己管理により施設の利用を控えるものとします。

第 11 条の 2（障害者等の補助・介添え）

1. 障害その他の事情により施設利用に補助または介添えを必要とする会員は、本クラブが別に定める手続きに基づき事前に申請し、本クラブの承認を得た場合に限り、介添人を伴って施設を利用することができます。
2. 前項の介添人は無償で同伴入館することができます。ただし、介添人は当該会員の補助・安全確保に専念するものとし、自ら本クラブの施設・器具等を利用することはできません。
3. 介添人が本クラブの指示に従わない場合、または他の会員への迷惑行為を行った場合、本クラブは当該介添人の同伴承認を取り消し、退館を求めることができます。

第12条 （禁止事項）

会員は、本クラブの施設内または駐車場を含む敷地内全域において、次に掲げる行為を行ってはならないものとします。なお、本禁止事項に違反した場合には利用制限または強制退会等の

措置をとることがあります。また、店舗により別途定める基準がある場合は、本会則に優先してそれに従うものとします。

① 対人迷惑行為

他の会員、施設スタッフ、本クラブまたは当社等に対する誹謗・中傷（館内、口頭、インターネット、SNS 等への書き込みを含む）、暴力・威嚇・大声・奇声・性的な言動・待ち伏せ・みだりに話しかける行為・ストーカー行為・その他恐怖を感じさせる行為、仮眠・睡眠、および近隣住民の迷惑となる敷地内、駐車場等での談笑、並びに滞留や騒音、ごみ等の不法投棄など。

② 不適切な施設利用

施設・備品・器具の損壊・持ち出し・独占・その他施設の定める利用ルール違反、無許可の設備設定変更、外履き禁止店舗での外履き利用、および器具を床に落とすなど故意に音を立てたり振動を与えたりする行為。

③ 風紀・安全を乱す行為

痴漢、のぞき、唾を吐く行為、刃物など危険物の持込み、第4条第1項第6号に定める露出禁止規定に反する行為、上半身を露出した状態での利用、敷地内での飲酒・喫煙（電子タバコ等含む）、および飲酒状態での施設利用。

④ 運営・セキュリティ・法令遵守

入退館用認証情報（QRコード等）を利用して、他者を施設内に招き入れ、同伴入館させる行為。入退館用認証情報（QRコード等）の貸し借りや第三者への譲渡、緊急時以外の緊急用 QR コードによる退館、立ち入り禁止区域への進入、無許可の撮影・録音、営利目的や店舗運営の妨げとなるような無許可でのトレーニング指導または外形的にパーソナルトレーニングと評価される行為、および 18 歳未満の未成年者による深夜早朝帯（午後 10 時から翌午前 5 時まで）の施設利用。

⑤ 勧誘・政治活動

営利・宗教・政治活動の勧誘、セールス、およびスタッフ・関係者への引き抜き行為。

⑥ その他

各種法令違反、公序良俗に反する行為、および本クラブが会員としてふさわしくないと合理的に判断する一切の行為。

第13条 （服装および履物等）

1. 会員は、施設を利用する際、運動に適した清潔な服装および履物を着用しなければなりません。本クラブは、会員の服装や履物が安全面または衛生面において不適切であると判断した場合、利用をお断りすることができます。
2. 以下の服装・履物・装飾品の着用は、施設や器具の破損、または他の会員への危険・不快感を生じさせるおそれがあるため、禁止します。

① 施設や器具を傷つけるおそれのあるもの

- ・ リベット（びょう）や金属装飾が付いた衣服、履物、服飾品
- ・ ジーンズ類（デニム素材のトレーニングウェアを含む）

- ・ スパイクシューズ、革靴等
- ② ケガの恐れがあるもの
 - ・ サンダル、草履、長靴、裸足、ヒールの高い履物等
- ③ 運動や施設利用にふさわしくないと本クラブが判断する服装・履物
 - ・ 第三者に不快感や脅威を与えるおそれのある服装（過度な露出や、特定の政治的・宗教的主張、あるいは他者を威圧するような衣服等）
 - ・ その他、本クラブが安全衛生上または風紀上不適切と判断した服装・履物
- 3. 前項に基づき本クラブが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本クラブはその損害を賠償する責任を負わないものとします。

第14条 （損害賠償責任免責）

1. 会員が本クラブに設置されたジム機器等を使用する際には、当該機器等の通常の用法に従うとともに、自己の健康状態や能力等を十分に考慮して使用するものとし、本クラブの責めに帰すべき事由がない限り、当該機器等を使用中に発生した事故等について本クラブは責任を負いません。
2. 施設利用にあたり発生した紛失、盗難、その他被害に関して、本クラブに故意または重過失がない限り、本クラブは一切の責任を負いません。
3. 会員同士（第三者を含む）の間に生じた係争やトラブルについて、本クラブは一切関与せず、責任を負いません。

第15条 （会員の損害賠償責任）

会員が本クラブの施設の利用中、下記に定める事由により、本クラブまたは他の会員その他の第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責任を負うものとします。

- ① 第12条に規定する禁止行為をした場合であって施設の破損や備品の使用が制限された場合
- ② 本クラブの指定または指導以外の利用方法で施設等を利用した場合
- ③ 本クラブの備え付けの備品やタオル等を持ち帰った場合
- ④ その他、故意または過失により他の会員または本クラブに損害を与えた場合

第16条 （火災その他損害の賠償責任）

1. 会員が喫煙その他の禁止行為により火災その他の事故を発生させ、本クラブまたは第三者に損害を与えた場合、当該会員はこれにより生じた一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
2. 前項の損害には、施設の修繕費用、営業休止による損害、第三者への賠償金、弁護士費用を含む合理的な費用を含むものとします。

第17条 （休会）

1. 会員は、最長6か月までの期間、本クラブ所定の手続（次項以下）を取ることで、休会す

ることができます。

2. 休会手続きは、会員が毎月 9 日までに入会店舗にて本クラブ所定の申請を行い、休会手続きが完了することにより、翌月 1 日から休会することができます。電話、口頭での申請は受け付けておりません。 ※休会申請時には再開日（休会開始日から 6 か月以内の日）を申請していただきます。
3. 休会会員は、通常会費は発生しませんが、会員資格の継続のため、休会費として 1,100 円（税込）を支払うものとします。休会期間中は本クラブを利用することはできません。
4. 休会申請書記載の再開月（ご指定日）から本クラブの利用を再開でき、通常会費のご請求は、再開月から自動再開となります。
5. 会員は、以下の場合には休会を申し出ることはできません。
 - ① 会費の未払いがある場合
 - ② キャンペーンプランでの入会登録の際に定められた利用継続期間中である場合
6. ロッカー契約中の場合、契約ロッカーは休会申請時に自動解約となり鍵を返却していただきます。なお、再開時に契約ロッカーに空きが無く確保できない場合があります。
7. 休会期間中に退会手続きを取る際は会員会則第 18 条に沿った手続きをし、退会月の費用は休会前の通常会費で精算するものとします。

第18条 （退会）

1. 会員は自己都合により退会するときは、退会月の 1 か月前の 15 日までに、入会登録された店舗にて退会申請手続きを完了することにより退会できるものとします。（※電話等口頭での退会はできません。）
2. また、本クラブに対し退会日までの諸費用を支払う義務を負います。（1 日から 15 日までに退会届をご提出された場合は翌月末日退会となり、16 日から月末までに退会届をご提出された場合は翌々月末日退会となります）。
3. 特定のキャンペーンプランで定めるプラン適用の条件となっている利用継続期間中の途中解約については、本クラブが別に定める約款・規約に基づき、キャンペーン割引相当額の違約金または精算金をお支払いいただくことで途中解約ができるものとします。
4. 退会申請後、予定された退会日までに会費の未納がある場合は退会申請自体が無効となります。

第19条 （施設の利用制限・禁止）

1. 本クラブは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して本クラブの施設の利用を制限または禁止し、あるいは直ちに契約を解約することができます。ただし、会員は本クラブから本クラブの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、第 8 条に定める会費および諸費用を支払います。
 - ① 資格・手続の不備
第 4 条に定める入会資格を充足しないことが判明したとき、または入会に際し虚偽の申告をしたとき。

- ② 支払不履行
会費等の支払いを1か月怠ったとき、または会員の責任により、支払方法（クレジットカード・口座等）が利用不能となったとき。
 - ③ 信用状態の悪化
破産、民事再生の申立、任意整理の申出、その他客観的に支払能力に疑義が生じたとき。
 - ④ 健康・安全上の理由
疾病（痙攣、意識喪失、感染症等）、妊娠、医師より運動または入浴を禁じられていることが判明したとき、その他施設利用により会員の生命・身体に危険が及ぶ恐れがあるとき。
 - ⑤ 規約違反・不法行為
本会則（第12条の禁止事項を含む）もしくはその他本クラブの定める諸規則に違反したとき、または法令に違反する行為があったとき。
 - ⑥ 運営上の不適當判断
その他、本クラブが会員としてふさわしくないと合理的に判断したとき。
2. 前項に基づき本クラブが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、本クラブはその損害を賠償する責任を負わないものとします。

第20条 （施設の休業および閉鎖）

- 1. 本クラブは、定期休業日を設定することができます。
- 2. 本クラブは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでないと判断するときは、本クラブの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。
 - ① 天災地変、気象害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
 - ② 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
 - ③ 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます）、もしくは命令等があったとき。
 - ④ 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
 - ⑤ その他、本クラブが営業することが経営上困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。
- 3. 前二項の場合、法令の定めまたは本クラブが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。
- 4. 本クラブは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として1か月前までに会員に対しその旨を告知または通知します。

第21条 （解散）

- 1. 本クラブはやむを得ない事由が発生した場合には、3か月前の予告をする事により、解散することができます。
- 2. 解散の理由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告

期間を短縮することができます。

3. 本クラブ解散の場合、会員に対し、特別の保証及び免除は行いません。

第22条 （諸費用、利用範囲、条件および運営方法の変更および廃止について）

本クラブは、本会則に基づいて利用範囲、条件および施設運営システムについて、本クラブが必要と判断したときは、会員に対して原則として1か月前までに告知または通知することにより、これらを変更または廃止することができます。

第23条 （会則の改正）

原則として本クラブは会員に告知することにより、本会則を改正することができます。改正した本会則等の効力は、第24条に定める告知により全会員に及ぶものとし、会員はこれを予め承諾します。

第24条 （告知方法）

本会則における会員への告知方法は、ホームページでの掲載もしくは施設内への掲示とし、ホームページに掲載又は施設内に掲示した時点のいずれか早い時点で会員に通知したものとみなします。

第25条 （法人会員契約に基づく会員に関する附則）

自らが所属する法人等と本クラブとの法人会員契約（以下「法人契約」といいます。）に基づく会員においては上記に加え以下各号が適用されます。

- ① 第4条（入会資格）について、同条第1項各号の他、自らが所属する法人等が本クラブと法人契約を締結していることが追加されます。
- ② 第22条（諸費用、利用範囲、条件および運営システムの変更および廃止について）以外に、法人契約の変更により諸費用等が変更になるときは、当該変更に従うものとします。